

より良い生活環境を今後も提供していくために

令和7年4月使用分から公共下水道使用料・農業集落排水使用料を改定します

公共下水道および農業集落排水は、町民の皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つため、使用料などで運営されています。

今回の使用料改定は、昨今の物価高騰や将来の人口減少、施設の老朽化などの下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するために、下水道事業の経営基盤強化を図り、将来にわたり安定したサービスの提供を行うためのものです。

■下水道使用料の改定内容

令和7年4月使用分の使用料から新たな使用料制度を適用します。

今回の改定では、平均6%の改定率となります。

下水道及び農業集落排水使用料単価表（消費税込）

		水量区分	改定前 単価(円/㎡)	改定後 単価(円/㎡)
一般汚水	基本使用料(基本水量)	~10m ³	1,540.0	1,632.4
	超過使用料(従量区分)	11~50m ³	165.0	174.9
		51~100m ³	176.0	187.0
		101~500m ³	187.0	198.0
		501m ³ ~	203.5	215.6

※1円未満は切り捨てです。

■下水道使用料の費用負担のあり方

下水道事業は使用者負担が原則ですが、税金で補てんしています。

■ 汚水の処理費用(※1 維持管理費と資本費)は、原則として使用料で全額を負担することになっています。(受益者負担の原則)

■ しかし、使用料収入だけで汚水処理費用を賄うことができず、不足する額は税金で補てんしています。下水道を使用していない町民も負担している税金で補てんすることから、適正な負担が求められます。

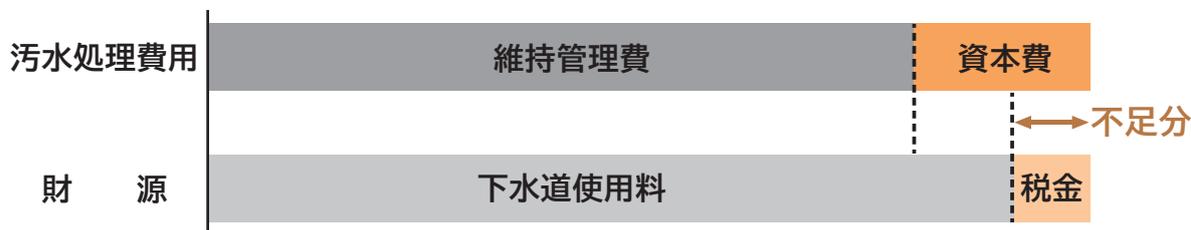
※1

維持管理費：下水道施設の光熱水費、修繕費、委託料など

資本費：下水道施設の減価償却費や借り入れた企業債の利息など

下水道施設の現状

現在の下水道使用料では維持管理費の100%と資本費の60%を賄っており、残りの40%分は、税金で補っています。



下水道及び農業集落排水使用料の改定理由

①原油・物価などの上昇

下水道施設の運転管理委託料や維持管理に必要な電気、修繕費などの費用が上昇しています。

②使用料収入の減少

節水機器の発達や人口減少などにより、使用料収入が減少しています。

③下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大

農業集落排水処理施設の老朽化に伴う施設更新や施工から50年が経過する下水道管の更新を計画的に行うために、工事費用が必要となります。

下水道及び農業集落排水使用料水準の適正化

■「下水道使用料による自立経営」を実現するために、下水道使用料を「現金支出を伴う維持管理費と支払利息に相当する額」を目指します。

■改定額は、使用者の負担を軽減するために、一度に大幅な改定を行うのではなく、5年に1度の頻度で使用料の適正化を検証します。

■今回の改定は、維持管理費である木曾川右岸流域下水道維持管理負担金の増額分の改定を行います。



■下水道への接続をお願いします

現在、下水道等整備が完了した区域で、94.1%の人に下水道等をご利用いただいておりますが、より多くの人にご利用いただくと、生活環境づくりや下水道事業の経営に、より多くの効果をもたらします。

■下水道及び農業集落排水使用料の改定前と改定後（月額・消費税込）

月間水量	改定前	改定後	差額
10m ³	1,540円	1,632円	92円
15m ³	2,360円	2,506円	146円
20m ³	3,190円	3,381円	191円
25m ³	4,010円	4,255円	245円
30m ³	4,840円	5,130円	290円
50m ³	8,140円	8,628円	488円

1ヶ月に20m³使う
一般家庭では
191円の値上げ
となります。

今後も重要なライフラインである下水道の維持管理を行うとともに、収益の確保や費用の削減に、より一層努めていきます。

使用者の皆さんにはご負担をおかけいたしますが、令和7年4月使用分からの下水道および農業集落排水使用料の改定にご理解いただきますようお願いいたします。

消費税端数処理の変更について

令和7年4月使用分料金より上下水道料金の請求については、消費税額に10円未満の端数が生じた場合、四捨五入をせずに1円単位で算出するよう変更します。

問い合わせ先：水道環境課 ☎66-2407